

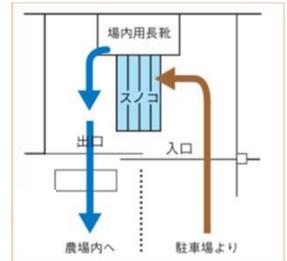
# 新しい飼養衛生管理基準を遵守し、CSFやASFの発生・侵入を防止しましょう！

飼養衛生管理基準改正が令和2年3月9日に布告され、**令和2年7月1日**に施行されます。改正により追加される農場の義務について主なものを紹介します。なお、改正された飼養衛生管理基準の全項目が7月1日に施行されるわけではなく、いくつかの項目については**猶予期間**が置かれ、最終的に**令和3年4月1日**に完全施行されます。

## ● 令和2年7月1日施行

### ◇ 衛生管理区域専用の衣服・靴の使用

衛生管理区域専用の衣服・靴と場外からの入場者の衣服・靴が交差しないよう、着脱前後の衣服・靴を**場所を離して保管**し、入場者の**動線も一方通行**となるようにしなければなりません。



### ◇ 畜舎ごとに専用の靴を使用

畜舎ごとに専用の靴を用意しなければなりません。ただし、**外に出ずに畜舎間を移動**できる場合は、同一の靴を使用しても問題はありません。なお、**大臣指定地域※**においては、衣服についても同様の措置が必要となります。



※大臣指定地域：野生動物が家畜伝染病の病原体に感染しているため農林水産大臣が指定する地域

## ● 令和2年11月1日施行

### ◇ 防護柵の設置

衛生管理区域内に野生いのししが侵入しないよう**防護柵**を設置しなければなりません。また、ネズミ等の隠れ場所をなくすよう**防護柵周囲を定期的に除草**する必要があります。



### ◇ 防鳥ネットの設置

野鳥等の野生動物が畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に侵入しないよう防鳥ネット（網目の大きさが2センチメートル以下のもの又は、これと同等の効果を有するもの）を設置しなければなりません。

## ● 令和3年4月1日施行

### ◇ 飼養衛生管理マニュアルの作成

飼養衛生管理に係る**マニュアルの作成**が義務付けられます。作成したマニュアルについては農場従事者や外部事業者が遵守できるよう**内容を周知**する必要があります。



上記以外にも農場が遵守すべき事項が新設されています。飼養衛生管理基準に不明な点があれば当所まで連絡してください。